

第9次基本計画
(平成20年度～24年度)

船員災害の減少目標

	死傷災害	疾病
一般船舶	16%減	2%減
漁船	26%減	16%減
全体	21%減	8%減

主要な対策

- 自主的な船員災害防止対策の推進
- 安全衛生教育訓練の充実
- 死傷災害・疾病予防対策及び健康増進対策の推進
- 死傷災害に係るリスク低減対策の推進
- 国等による取組の推進

重点的な対策

- 作業時を中心とした死傷災害防止対策の推進
- 海中転落等による死亡災害防止対策の推進
- 船員の高齢化に対応した死傷災害防止対策の推進
- 中高年齢船員を中心とした生活習慣病の予防対策の推進
- 外国人船員に係る安全衛生対策の推進

平成21年度船員災害防止実施計画概要

基本方針

実施計画については、**基本計画を実施するために毎年作成するものであること**、災害疾病発生状況が昨年と比べて著しく変化しておらず、**基本事項は徹底して行うべきものであることから**、平成20年度の実施計画を基本としつつ、同年度に社会的注目を集めた**漁船の転覆や漁船火災等の海難事故、船内労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進**などの施策について**充実・強化を図る**。

船員災害の減少目標

	死傷災害	疾病
一般船舶	4%減	1%減
漁船	6%減	4%減
全体	5%減	2%減

重点をおくべき船員災害種類

- 海中転落や作業基準等不遵守による死亡災害の防止
- 多発する「転倒」、「はさまれ」の防止
- 高年齢船員の増加に対応した死傷災害防止対策
- 若年船員に対する安全衛生に係る指導の充実
- 生活習慣病の予防
- 石綿(アスベスト)による健康被害対策
- **海難防止対策等による死傷災害の抑制**

船員災害防止のための主要な対策
(平成21年度実施計画新規項目)

- 安全衛生管理体制の整備とその活動の推進
 - 若年船員に対する安全衛生に係る指導の充実
 - ▷ **船員教育機関の乗船実習における安全衛生教育の充実を検討**
 - 船内労働安全衛生マネジメントシステムの普及
 - ▷ **講習等により船内労働安全衛生マネジメントシステムを普及**
 - ▷ **船舶所有者等の同システムによる安全衛生管理の取組みを促進するためのインセンティブについて検討**
- 死傷災害の防止
 - 海中転落による死亡災害防止対策
 - ▷ **丈夫なげん梯等の使用、げん梯等の点検・整備等**
 - 死傷災害に係るリスク低減対策
 - ▷ **中小船舶所有者を中心として自主的に船内安全衛生委員会によりチェックリストを用いて作業基準等を点検・改善する活動を推進**
- 生活習慣病を中心とした疾病予防対策及び健康増進対策の推進
 - ▷ **食生活を改善するための新たな教材の作成**
 - ▷ **マニュアルを活用した新型インフルエンザ対策の推進**
- 外国人船員に係る安全衛生対策の推進
- 海難防止対策等による死傷災害の抑制
 - ▷ **船内設備の点検の徹底による漁船火災防止対策**
 - ▷ **操練の実施、生存対策講習の受講等**
- 船内における労働・生活環境の整備・改善
 - ▷ **休憩時間の確保等**

平成20年度船員災害防止実施計画

追加

充実・強化

重点をおくべき船員災害種類

船員災害防止のための主要な対策

第9次船員災害防止基本計画(平成20年度～24年度)

船員災害の減少目標

	(死傷災害)	(疾病)
一般船舶	(16%減)	(2%減)
漁船	(26%減)	(16%減)
全体	(21%減)	(8%減)

平成20年度船員災害防止実施計画

船員災害の減少目標

	死傷災害	疾病
一般船舶	4%減	1%減
漁船	6%減	4%減
全体	5%減	2%減

重点をおくべき船員災害種類

- 海中転落や作業基準等不遵守による死亡災害の防止
- 多発する「転倒」、「はさまれ」の防止
- 高年齢船員の増加に対応した死傷災害防止対策
- 若年船員に対する安全衛生に係る指導の充実
- 生活習慣病の予防
- 石綿(アスベスト)による健康被害対策

船員災害防止のための主要な対策

- 安全衛生管理体制の整備とその活動の推進
 - ・安全基準、衛生基準、作業基準等の徹底
 - ・若年船員に対する安全衛生に係る指導の充実
 - ・安全衛生パトロールや安全衛生教育等の実施
 - ・船内労働安全衛生マネジメントシステム制度の導入
- 死傷災害の防止
 - ・作業時を中心とした死傷災害防止対策
 - ・海中転落による死亡災害防止対策
 - ・高年齢船員の心身の機能の変化に対応した死傷災害防止対策
 - ・死傷災害に係るリスク低減対策
 - ・海難防止対策による死傷災害の抑制
- 生活習慣病を中心とした疾病予防対策及び健康増進対策
- 外国人船員に係る安全衛生対策の推進
- 船内における労働・生活環境の整備・改善

< 参照条文 >

○船員災害防止活動の促進に関する法律
(昭和四十二年法律第六十一号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、船員災害防止計画を樹立し、並びに船員災害の防止を目的とする船舶所有者及び船舶所有者の団体による自主的な活動を促進するための措置を講ずること等により、船員法（昭和二十二年法律第百号）その他船員の安全及び衛生に関する法令と相まつて、船内における快適な作業環境及び居住環境の整備を含む総合的かつ計画的な船員災害防止対策の推進を図り、もつて船員災害の防止に寄与することを目的とする。

(基本計画)

第六条 国土交通大臣は、五年ごとに、交通政策審議会の意見をきいて、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施計画)

第七条 国土交通大臣は、毎年、交通政策審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため、次の事項を定めた船員災害防止実施計画（以下「実施計画」という。）を作成しなければならない。

- 一 船員災害の減少目標
- 二 船員災害の防止に関し重点をおくべき船員災害の種類
- 三 船員災害の防止のための主要な対策に関する事項
- 四 その他船員災害の防止に関し重要な事項

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(交通政策審議会への諮問等)

第六十三条 交通政策審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

2 交通政策審議会は、船員災害の防止のための活動の促進に関し、国土交通大臣に建議することができる。